

## 引取業・フロン類回収業 変更届の作成方法

次の事項に変更がある場合には、「引取業者変更届出書（様式第2号）又はフロン類回収業者変更届出書（様式第4号）」、「誓約書」及び次の書類を添えて、変更のあった日から30日以内に正本1部を提出してください。

登録通知書の内容に変更がある場合は、その写しも提出してください。

### 1 事業者の氏名又は名称及び住所の変更（法人にあっては代表者の氏名）

個人の場合（改姓の場合）・・・住民票（本籍地記載のもの）

法人の場合・・・商業登記簿謄本のうち「履歴事項全部証明書」

住所の変更の場合は、上記に加えて住宅地図等の写し。

### 2 事業所名称及び所在地の変更

事業所の位置図（住宅地図等）

### 3 法人役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の変更

商業登記簿謄本のうち「履歴事項全部証明書」

住民票（本籍地記載のもの）

成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書（最寄りの法務局で請求できます）

### 4 使用済自動車の積載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を変更した場合

フロン類を確認する体制について証明する書類

（例）資格証等の写し

自動車整備士・中古自動車査定士・業界団体講習修了証等

### 4 回収しようとするフロン類の種類（フロン類回収業者）

フロン類回収設備の仕様書または取扱説明書等